

規制影響分析書要旨

規制の名称	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等	
主管部局・課室	職業安定局需給調整事業課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成22年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を選択できるようにするため、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等について関係者に対する情報提供を義務付けること等とする。また、派遣元事業主は、派遣労働者の雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示しなければならないこととする。	
	(根拠条文)	今回の改正法で、以下のとおり規定することを予定。 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項、第34条の2
想定される代替案	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合について上限規制を設ける。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	派遣元事業主は、 ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等に関する情報を提供するための費用 ・ 派遣労働者の雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示するための費用が発生する。	派遣元事業主にとって、収入である派遣料金と、費用である派遣労働者の賃金との差額の派遣料金に占める割合が規制されることとなり、事業活動に制約が生じる。
(行政費用)	派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合が一定の割合であることを把握する必要が生じる。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	割合規制を遵守するために、福利厚生費や教育訓練費などの賃金以外の労働者のための費用や、適正な雇用管理を行うために必要な費用を削る派遣元事業主が増加するおそれがある。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(派遣労働者への便益)	派遣労働者が安心・納得して働くことができるようになる。	派遣料金の一定割合の額以外は派遣労働者の賃金になる。ただし、当該規制により必ずしも派遣労働者の賃金が上昇するとは限らず、また、福利厚生費や教育訓練費が削られることにつながりかねない。
(社会的便益)	派遣元事業主の間の適切な競争が促され、労働者派遣事業の運営の適正化が期待できる。	—
分析結果	代替案では、必ずしも派遣労働者の賃金が上昇するとは限らず、また、福利厚生費や教育訓練費が削られることにつながりかねないことや、派遣料金のうち、適正な雇用管理を行うために必要な費用を負担せずに、当該規制の割合を遵守する派遣元事業主が増加するおそれがあること等から、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	<p>○ 民主党、社会民主党、国民新党による「連立政権樹立に当たっての政策合意」(平成21年9月9日)において、以下についての合意がなされている。</p> <p>6. 雇用対策の強化－労働者派遣法の抜本改正－</p> <p>○ 「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。</p> <p>○ 労働政策審議会建議「労働者派遣制度の改正について」(平成20年9月24日)において以下のとおり報告されている。</p> <p>Ⅱ 具体的措置について</p> <p>3 派遣労働者の待遇の確保について</p> <p>(4) 派遣料金、派遣労働者の賃金、これらの差額の派遣料金に占める割合等の事業運営に関する情報の公開義務を派遣元事業主に課すことが適当である。</p> <p>(5) 派遣労働者等に対し、事業運営に関する状況、具体的な待遇決定の方法、労働者派遣制度の仕組みの説明を行う義務を派遣元事業主に課すことが適当である。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法案案の附則において、この法律の施行後3年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。	
備考	—	